令和８年度　第７回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	令和８年　１０月２３日（金）			
開催場所	役場２階　会議室１			
開催日時	令和８年１０月　２３日　午後　１　時　　３０分　開　会			
	令和８年　１０月　２３日　午後　　時　　分　閉　会			
出席委員	１番	玉城　良	５番	宮嶋　扶喜子
	２番	豊里　毅	６番	玉城　健次
	３番	米須　清和	７番	久場　眞勇
	~~４番~~	~~島袋　剛~~	８番	大城　正和
欠席委員番号	４番	島袋　剛		
議事録署名委員	１番	玉城　良	２番	豊里　毅

日程第１　議事録署名委員及び書記の指名について

日程第２　会期の日程について

日程第３　諸般の報告について

日程第４　議案の宣告について

議　　長 （開　会）	今帰仁村農業委員会会議規則第１１条の規定により、ただ今から令和８年度　第７回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は７名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議　　長 （日程第１）	これより議事に入ります。 日程第１　書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	（異議なし）
議　　長	異議なしと認め、書記には高良　琴美（たから　ことみ）さん、議事録署名委員には、１番　玉城　良（たましろ　りょう）委員、 ２番 豊里　毅（とよざと　つよし）委員を指名します。
議　　長 （日程第２）	日程第２　会期の日程について、本総会の会期は本日１日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議なしと認め、会期は本日１日間と決定します。
議　　長 （日程第３）	日程第３　諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事　務　局	（諸般の報告） 報告１　利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告２　利用権設定農地の合意解約について 以上です。
議　　長 （日程第４）	それでは、日程第４　議案の宣告をいたします。 議案第３０号　　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第３１号　　非農地証明願いについて 議案第３２号　　農地法第４条の規定による許可申請について 議案第３３号　　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第３４号　　一時転用承認願申請について 以上です。 本日の提案された議案第３０号から第３４号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが １８件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なし）

議　　長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩　　午後　１時　３１分 再開　　午後　２時　３２分
議　　長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	それでは私のほうから、議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書　１ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて、議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」の内容を説明） 事務局といたしましては、２ページから４ページにあります 【別添】「３条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議　　長	ただ今、事務局から説明がありました議案第３０ 号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号１番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委　　員	議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号１番については、１５０日以上従事する新規就農者で、令和８年１０月１６日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議　　長	続きまして、議案第３０ 号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号３番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委　　員	議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号３番については、１５０日以上従事する新規就農者で、令和８年１０月１６日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議　　長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議　　長	議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	（異議なし）
議　　長	議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第３１号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	それでは私のほうから議案第３１号「非農地証明願いについて」を説明いたします。お手元の議案書５ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第３１号「非農地証明願いについて」を説明） 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議　　長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委　　員	整理番号４番については、平成１６年から利用権設定され平成２５年には３条許可での贈与がされており、耕作されているべき農地であると思います。

事　務　局	ご指摘の通り、利用権や３条許可は畑として利用するための許可なので、耕作していないといけないと思います。事務局の回答は以上です。
議　　長	議案第３１号「非農地証明願いについて」整理番号４番については、多数決としたいと思います。 非農地に賛成と思う方は挙手をお願いします。 【　賛成　　４　人　・　反対　２　人　】 賛成多数により、整理番号４番は可決されました。 続きまして、議案第３１号「非農地証明願いについて」整理番号１番から３番、５番から８番について、意義はございませんか。
	（異議なし）
議　　長	議案第３１号「非農地証明願いについて」整理番号１番から３番、５番から８番は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第３２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	それでは私のほうから議案第３２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の議案書　７ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第３２号「農地法第４条の規定による許可申請について」の内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議　　長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委　　員	議案第３２号「農地法第４条の規定による許可申請について」、令和８年１０月１６日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。 以上です。

議　　長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議　　長	議案第３２号「農地法第４条の規定による許可申請について」、異議はございませんか。
	（異議なし）
議　　長	議案第３２号「農地法第４条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	それでは私のほうから議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について説明いたします。 お手元の議案書　８ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」の内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議　　長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委　　員	議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番については、令和８年１０月１６日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。 以上です。

議　　長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議　　長	議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について、異議はございませんか。
	（異議なし）
議　　長	議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	それでは私のほうから議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について説明いたします。 お手元の議案書　８ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」の内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議　　長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委　　員	議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については、令和８年１０月１６日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。 以上です。
議　　長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件につい

	て補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議　　長	議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について、異議はございませんか。
	（異議なし）
議　　長	議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	それでは私のほうから議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について説明いたします。 お手元の議案書　８ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」の内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議　　長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委　　員	議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番については、令和８年１０月１６日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。 以上です。
議　　長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。

	（質疑なし）
議　　長	議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について、異議はございませんか。
	（異議なし）
議　　長	議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第３４号「一時転用承認願申請」整理番号１番から３番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	それでは私のほうから、議案第３４号「一時転用承認願申請」整理番号１番から３番について説明いたします。 お手元の議案書　９ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第３４号「一時転用承認願申請」整理番号１番から３番の内容を説明） 事務局といたしましては、地方公共団体が発注する河川工事に伴う一時転用であって、農地の復元計画書もありますので、承認相当と判断しました。以上です。
議　　長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議　　長	議案第３４号「一時転用承認願申請」整理番号１番から３番について、異議はございませんか。
	（異議なし）
議長	議案第３４号「一時転用承認願申請」整理番号１番から３番については異議なしと認め、可決決定いたします。

議　　長	本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は令和８年１１月２５日（水）を予定しています。これにて令和８年度第７回総会を閉会します。
	閉会時刻　　２　時　55　分
	会長　米須　清和　印
	議事録署名委員
	玉城良　印
	當眞毅　印